明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**二六）　一
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**五五）　二
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六八二）　七
○令和元年産の甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金の単価改定に関する告示（**同**六八三）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第一の別に定める「くろまぐろ」についての一部改正の公表について（農林水産省）　一〇
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（同）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成三十事業年度財務諸表（国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所）関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　六六
会社その他
会社決算公告　七一

省　令

○農林水産省令第二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月十九日

農林水産大臣　吉川　貴盛